

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成 24 年 3 月 21 日(水) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 47 分
(休憩 午前 11 時 03 分～午前 11 時 44 分)

会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 磯田義弘、 4 番 浅岡保夫、 6 番 幸前信雄、
7 番 杉浦辰夫、 9 番 北川広人、 10 番 鈴木勝彦、
11 番 鷺見宗重、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 5 番 柴田耕一、
12 番 内藤とし子、 13 番 磯貝正隆、 14 番 内藤皓嗣

4. 説明のため出席した者

市長、教育長、危機管理 G L、
地域協働部長、地域政策 G L、財務評価 G L、
福祉部長、地域福祉 G L、介護保険 G L、保健福祉 G L、
保健福祉 G 主幹、
こども未来部長、こども育成 G L、こども育成 G 主幹、
文化スポーツ G L、文化スポーツ G 主幹、
学校経営 G L、学校経営 G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第12号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第13号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第14号 高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第15号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第16号 高浜市職員定数条例の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る3月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案5件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の北川広人委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（地域協働部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第１２号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

問（１０） それではですね、そもそも論から少しお聞きしたいと思います。この「こども発達センター」というのはですね、子供の発達に障がいのある子供だけではなくて、それに付随する子供たちや親御さんの悩みをすべてここで相談窓口として相談を受けるという考えのもとで発足したセンター、そういうことでよろしいでしょうか。

答（保健福祉） 今、委員おっしゃられましたように、「こども発達センター」は発達障がいに特化したものではなく、発達障がいを含め発達への不安や課題を持つ子供とその保護者の相談を受ける場所、そして支援をするための場所があります。

問（１０） 少し細かいところを伺いたいと思いますけども、小中学校や「ほっとスペース」などと連携ということでもありますけども、私の少し認識がないかもしれませんが、この「ほっとスペース」というのは、この発達センターの中の一室を借りて設けておられるのか、いや、もっと違うところにありますよというのが、ここの説明をお願いしたいと思います。

答（学校経営主幹） 学校のほうの「ほっとスペース」。昨年度までですね、「全世代楽習館」でやっていたものを、発達センターのほうへ持ってきたものでありますので、一室をお借りしてやっております。

問（１０） 今、「全世代楽習館」。確か、昨年ですか、この不登校の部分だけだったですかね、この発達センターに持ってきて、これは教員の資格を持った方が、こちらに来て相談に当たる。今回の場合はですね、非常勤の特別職、ＯＢだと伺っておりますけども、この人たちとの連携を図りながら、そういった

もろもろの問題を抱える親御さん、子供さんに対して相談をするということで、よろしいでしょうか。

答（学校経営主幹）　そうです。ここの「ほっとスペース」のほうは、児童生徒相談員というものが、2名常駐しておりまして、特に、今、おっしゃられましたように、不登校、これを中心にして、相談相手は、児童、生徒と保護者と、それから学校の教員、これに対して相談をしていくというような体制をとっております。

問（10）　新規のですね、ナンバー8が同じものだと思いますけど。これは最後にですね、卒業後の将来や就労まで一貫して支援を行うということで、今回、配置をしていただく非常勤の特別職のOBの方を含めて発達センターのそれぞれの分野の特化した人たちが、それぞれそれを支援していくという考えでよろしいでしょうか。

答（保健福祉）　「こども発達センター」は、関係機関が連携して相談や支援をするための拠点であります。とりわけ環境が大きく変わる就学時ですとか、小中学校への進学時、そして卒業時については、継続的な支援となるよう専門員にかかわっていただくものであります。

問（16）　今、るるご説明がありましたけれども、非常勤職、月額16万4,000円ということで出ていますけれども、この中で発達センターとの、小中学校や「ほっとスペース」などと「こども発達センター」の連携支援ということですので、このことについてもう少し具体的に詳しく御説明をお願いします。

答（保健福祉）　今回、非常勤特別職としてかかわっていただく職員は、先ほど質問にもありましたけど、教員のOB、学校経験者にかかわっていただきます。ですので、その経験、知識を生かして、そういった支援をしていくというものであります。

問（16）　それで、小中学校ということですので、教育委員会との連携を一層深めてさまざまな支援をしていくということなのか、それとあと、「きらり」があったと思うんですけども、その「きらり」の活用については、今後どのように推進していかれるのかも合わせてお尋ねします。

答（保健福祉）　委員言われましたように、小中学校と教員OBであります発達専門相談員が連携していく。発達専門員個人ではなくて、「こども発達センタ

一」として教育委員会と連携していくというものであります。そして、「きらり」の関係ですが、まさに「こども発達センター」、乳幼児期から始めていきます。ですので、早期発見、早期支援の部分も含めて乳幼児期のうちから「きらり」を御紹介させていただいて、「きらり」を使って生涯にわたっていく支援を行っていくというふうに考えております。

問（１）　そうしますと、市民の皆様から、このこどもセンターを見ていただいた場合に、例えば、小学生低学年のお子様を持っている親御様が、何か問題が起きて相談したいという場合にですね、学校には担任の先生がみえますよね、また、このこどもセンターも設立、開設されましたというふうなことのニュースがこれで市民の皆様にお知らせされると、その親御さんは、どちらが本当の窓口というか、どちらの窓口を訪ねていいかということ迷うかと思うんですけど、その辺の御案内の件を教えてください。

答（保健福祉）　「こども発達センター」の開設につきましては、平成２３年４月の開設当初に、全小中学校に、こうしたセンターができますよということで、御案内をさせていただいております。また、相談については、その保護者さんが学校に相談していただく場合もあるでしょうし、直接、発達センターのほうにお見えになる機会もありますでしょう。そういうところで、それはどちらを選んでいただいても、それは小学校、そして「こども発達センター」相互に連携して支援していくという考えであります。

問（１）　そうしますと、うがった考え方をしますと、何かたらい回しにされるんではないかなというふうな危惧がちょっと生まれますけども、その辺の意識を払拭される何か方法をお持ちでしょうか。

答（保健福祉）　たらい回しというよりも、相談できる窓口は二つあります。そして、この発達センター、新たにつくった、やはり子供の生涯に渡る拠点でありますので、そういう意味では、小中も含めて、卒後も含めて「こども発達センター」で支援していくよという考えであります。

問（９）　発達センターを開設して、これで１年経つわけですけども、もともと発達センターの設置というのは、あそこにそういう支援の必要とするお子さん、それから親御さんが集まれる場所として設置をしたわけではなくて、それぞれの幼、保、小、中のほうにですね、お返しをしていくというような考えが

あったと思うんですね、もともと。1年やってみて、その部分で、そこが足りないからというような意味合いで、今回のこの発達相談専門員の配置ということになったのかどうなのか、そこあたりのところをお聞かせいただきたいです。

答（保健福祉） 「こども発達センター」に発達専門相談員を置くというのはですね、特に1年やってみまして、幼、保まで、いわゆる、就学前までの部分については、相談人数を見てみましても、かなり相談があると、小、中の部分については、なかなか就学前の子供たちに比べて相談件数が伸びていないよということから、専任で配置をさせていただいております。教員OBを配置させていただくということで、もちろん、フィードバックする意味も含めて発達専門相談員を置くというものでございます。

問（9） 教員のOBの方ということであれば、その発達専門というか、例えば、こういう免許を持っているよとかという意味よりも、どちらか言うと、子供さんを育てていく過程の部分の中で教職員としての経験豊富な方という意味合いだと思いますけども、人材ありきの配置ではなくて、今後ですね、高浜が求めていく発達センターのあり方、あるいは発達センターの活用の仕方、そういった部分を親御さんも、学校もしっかりとそれが伝わっていくようなそういう活動も含めてですね、ぜひやっていただきたいということを御期待をさせていただきたいと思います。

問（11） 非常勤ということで、毎週何曜日にいるだとか、そういうのは決まっているんですかね。わかりませんか。

答（保健福祉） 週五日以内、上限30時間以内での雇用ということになりますので、今、考えておるのは、週、平日五日の内、四日間をフルタイムに近い形で出勤いただくことを予定しております。

（2）議案第13号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

問（4） 第13号なんですけども、第5期介護保険料基準額が、5,260円ということです。第4期が、4,400円と比べますと、率にして、19.5%の上昇となっているんですけども、さきの地区説明会でですね、75歳以

上の後期高齢者の伸びが一因として事務局より説明されていたと思うんですが、その具体的な状況を御説明ください。

答（介護保険） 高齢者の伸びでございますが、まず、65歳以上全体の伸びといたしましては、推計人口で平成23年度が7,881人でございます、平成26年度におきましては推計で8,379人と6.3%伸びる推計値でございます。内訳といたしまして、65歳から74歳の前期高齢の方が、4,131人から4,242人と2.6%の伸びでございます。反面、75歳以上の後期高齢の方の増加におきましては、3,750人から4,137人と10.3ポイント増加する見込みでございます。また、平成23年度の実数といたしましても、平成23年4月1日からこの3月1日現在で前期高齢の方は6人の減という状況でございます。反面、75歳以上の後期高齢の方が、3,747人から3,901人と154人、4.1%の伸びという状況で、後期高齢の方の伸びが著しい状況でございます。

問（4） 伸びていっているということですね。そうしましたらですね、前期高齢者とですね、後期高齢者では、要介護度に対する、その要介護度の状態となるリスクは、どのようになっているのでしょうか。

答（介護保険） 要介護認定率でございますが、前期高齢、65歳から74歳の方の要介護認定率は平均で4.5%でございます。4.5%の方が要介護状態に要介護認定をなさるという状況でございます。反面、75歳以上の後期高齢の方の平均の要介護認定率は31.4%という状況でございます、これによりまして、要介護認定者の推計値といたしまして、平成23年度1,330人から平成26年度におきましては1,446人と、8.7%伸びる推計をいたしております。

問（4） 4.5%から31.4%ですね、ですので、わかりました。前期高齢者と比較して、後期高齢者のほうが増加が著しいということがですね、今の数字からですね、要介護認定率がですね、前期高齢者に比べて約7倍になっているということがわかり、これらにより要介護認定者の増加が見込まれるということがよくわかりました。

問（11） 昨年の広報「たかはま」、5月15日号で公表されています「介護保険・高齢者保健福祉アンケート」の結果を見てみたんですけども、「現在の自

分自身の介護保険料について」聞いていますが、「負担であるが、支払うことは可能」 67.8%、「負担が苦しく、支払うことが困難」 11.1%、「特に負担と思わない」という人が9.7%なんですね。次に「今後の介護保険料について」聞いています、「施設や在宅の介護サービスが充実するなら、保険料が高くなってもよい」というのが8.6%、「施設や在宅の介護サービスは現状維持とし、保険料も現状維持がよい」というのが36.3%、「施設や在宅介護サービスが不十分でも、保険料の負担は少ないほうがよい」14%となっています。この結果で読み取れることは、今の介護保険料が市民にとっては負担に感じているということと、保険料は現状維持、または引き下げを望んでいると見えます。今回の引き上げされたことは、このことを見て決められたのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

答（介護保険） 確かに全体ではそのような数字になっておろうかと思いますが、これは介護保険を御利用なさる方、または後期高齢、年齢が高いような方におきましては、今までどおりのサービス提供をしていただきたいという部分もあったかと承知しております。介護保険制度におきましては、平成12年度に始まったわけですが、当然、保険料、払う分が少なくてもいいサービスができるというのが一番いい状況ですが、家族が、介護ができないからこの介護保険制度が始まったというところをかんがみますと、ある程度の御負担はやむを得ないのかなというふうなことを考えておりますし、また、今回の改訂におきまして、高齢者の伸びによって給付費が推計されるものでございます。ですので、御高齢者の方がふえてくれば、給付費が伸びてくるというのは、当然な状況でございまして、そういったために、今後いろんな介護施策等を反映させていただければと思っております。

問（11） そうやって、みますけど、今回も支払準備基金ですか、この計画で見ると3年で1,700万円というふうに書いてあるんですけど、今、いくらあるのか、いくら残っていて、3年後はいくらになるのか、お示しいただけたらと思いますけど。

答（介護保険） 平成23年度末の支払基金の保有見込額が8,914万円と見込んでございます。それに対しまして、今回、支払準備基金の性格上ですね、急な伸び等の部分に対応させていただく部分といたしまして、約1.6カ月分

を保有させていただきまして、残りの1, 800万円を取り崩しをさせていただく予定でございます。この2カ月分というのは、36カ月、3年間で2カ月分ということでございまして、過去、介護保険財政の安定化、また、もし仮に第5期で借金、県の保有する財政安定化基金から借り入れ等起こすとですね、その分第5期の借財を第6期に回って行ってしまいまして、介護保険料の平準化が保てない状況になる可能性がございます。そうした部分で、第5期におきましても、1. 6カ月分保有させていただくということでございます。

問（11） これ、私ども日本共産党が前から言っていることですが、65歳以上の高齢者の保険料から貯めてきたものであるということは承知しています。返すという意味で保険料を抑えることが考えられるんですけども、また、支払準備基金はどのように、考えられる、考えられないか、お聞きしたいんですけど。

答（介護保険） 先ほど、8, 900万円の保有残があるということは、これは約2カ月ちょっと分、2. 5カ月分ぐらいの保有だったかと思います。それで、第5期におきましても、この2カ月分を保有させていただいてということですので、ということを申し上げますと、第5期でちょうどいする保険料におきましては、そのまま第5期で使わせていただく考えということでございますので、第5期で余るということではなくて、第4期の最終年度の2カ月分を第5期におきましても、その分を財政安定のために保有させていただくものでございます。ですので、ちょうどした分をお返しするということではなくて、3年間、36カ月で2カ月分を保有させていただくという状況でございます。

問（11） その2カ月分という根拠は何でしょう、教えてください。

答（介護保険） 国におきましても、必要と認められる金額ということで、過去、第4期におきましても2カ月分、36カ月で2カ月分というところでございます。根拠は各市町で決めることですので、ございませんが、必要最小限ということで、36カ月で2カ月分保有させていただくものでございます。

問（11） 根拠がいまいちわからないところですけども、次に行きます。もう一点、気になることなんですけど、多段階制の問題ですね。弥富市では、第1段階、第2段階の負担割合を0. 45を0. 4に11段階、10段階、11段階の負担を0. 05ずつ引き上げる、新たに12段階を設け、所得1, 00

0万円以上、負担割合を2.10とすると提案されています。また、刈谷市は、第1段階、保険料率は0.1、2段階で0.35、安城市は、第1段階で0.35、2段階で0.45となっています。高浜市を見ますと、第1段階は、0.5、他市と比べると低所得者に重い保険料になるのではないかと思います。高浜市も13段階を設けて、1,000万円以上、基準月額で保険料率を2としたり、第1段階を低く設定することで所得に応じた負担にすることが大事ではないかというふうに考えますけど、今回はどのように考慮されたかお答えください。

答（介護保険） 保険料第1段階におきましては、委員、御承知のように生活保護受給の方と老齢福祉年金で住民税が世帯非課税の方という状況になっております。と言いますと、生活保護受給してみえる方におきましては、介護保険料は生活保護のほうで、介護給付という形ですね、あとからお返しするような形になりますので、生活保護の方におきましては0.5でも0.45でも、あとから介護給付でお戻しするものですから、現実、料率が変わってもそれほど影響はないのかなというふうで考えております。また、老齢福祉年金におきましては、ある一定年齢以上、年金制度が始まる前に誕生されて、年金がかけられなかった方々に対しまして老齢福祉年金ということで、ほとんど老齢福祉年金受給の方で、第1段階で該当されてみえる方はいないというふうで承知をいたしておりますので、この第1段階におきましては、国の基準どおり0.5で設定をさせていただいておるものでございます。それで高額の方におきましては、第4期におきまして従前1.5というところを、500万円以上というところを設けまして、1.75に引き上げをさせていただいたところでございます。また、今回の第5期におきましても、その500万円以上を、再度、細分化いたしまして、700万円以上ということで1.85ということで負担を高所得の方々に負担を求めています。ですので、段階的に上げさせていただいておりまして、第5期では従前第9段階であったものが、第12段階ということで、3段階ふやさせていただきまして、県下では段階数が多い状況になっております。

問（11） ということは、もう少し努力をしてもらいたいなというふうに、僕の気持ちなんですけども、お願いしたいなと。サービス、充実すればするほ

ど先ほど言われましたが保険料にはね返ってくることや、所得に応じた保険料になり得ないことなど、制度的に不備がある制度だと考えます。高浜市としても不備を補う政策をお願いしたいのと、介護保険制度の改正を国に強く求めていると考えています。

問（７） 第５期ですね、給付費の伸びですね、それは第４期と比較してどうかをお願いします。

答（介護保険） 第４期におきましては、標準給付費見込額が５７億６，６５２万円という状況に対しまして、第５期におきましては、介護報酬の御承知のとおり、１．２％改善だとか、地域区分の１．７％導入を含めまして、６５億１，７２６万円ということで、１３％の伸びという状況でございます。また、御参考までに、第３期から第４期までの伸びは、１３．９％という伸びでございまして、ほぼ同様の伸びという状況でございます。

問（７） 続いてですね、保険料の８６０円の上昇は標準給付費の伸びだけではないと思いますが、上昇額の内訳をお願いいたします。

答（介護保険） 上昇額の内訳でございますが、標準給付費部分、国で定められている標準給付費部分の伸びでございますが、金額といたしまして、８６０円中の４７０円ということで、１０．７％の上昇率でございます。また、上乗せ給付によります伸びが１３８円でございます。この上乗せ給付におきましては、過去、介護報酬が何回か上昇されたわけですがございしますが、国の区分支給限度額が変わってきておりません。それによりまして、介護報酬が上がったんですが、区分支給限度額が変わっていないということで、本来であれば、実質的にサービスの目減りがされるわけですがございしますが、この上乗せをさせていただくことによりまして、その部分が吸収されておる状況でございます。また、支払準備基金の取り崩し額の変更によりまして、２４３円ということで、５．５％という上昇となっております、合計で８６０円、１９．５％という伸びでございますが、給付費以外の伸びも高い状況でございます。

問（７） 最後にですね、愛知県下の平均介護保険料など、県下の状況がわかればお願いいたします。

答（介護保険） 愛知県下の被保険者数を加味いたしました、加重平均保険料におきましては、第４期３，９４１円という数字でございます。それで、第５

期におきましては、まだ県のほうから正式な通知はございませんが、各市の情報交換で得た数字でございますが、同じく加重平均で4,767円ということで826円、率にいたしまして21%の上昇という状況でございます。上昇率におきましては、高浜市におきまして19.5%で平均額を下回っております。また、第5期におきまして5,000円以上の保険料設定のところ、先ほどの情報交換で得た情報でございますが、高浜市以外に3保険者ございます。その3保険者におきましては、上昇率は30%前後ということで、高浜市よりも10ポイントぐらい高い状況となっております。

問(11) もう一つ、いつも問題になっているところなんですけど、横出し、上乗せサービス。本市と同じように行っている自治体はいくつありますか、教えてください。

答(介護保険) 平成20年度の調査におきまして、全国で13保険者、約0.8%というふうで承知しております。どこの保険者かというのは、国のほうにお尋ねしても、教えていただけない状況でございます。

問(11) 介護保険利用者で基準を超えて、上乗せ部分を利用している人は何人みえるか、把握されていますか。

答(介護保険) 居宅サービスにおきまして、約2割程度の方が御利用なさってみえる状況ですが、細かい資料におきましては、あいにくこの場には持ち合わせてはおりません。

問(11) それで、総額いくらというのは、わかりますか。

答(介護保険) 第5期の推計値でございますが、3年間で9,600万円ほど見込んでおります。

問(11) 9,600万円ですけど、本当に利用されているのかどうかは、利用率が20%。在宅で2割ということだと、ちょっとよくわからないんですけど。

答(介護保険) 施設サービスですと介護報酬が決まっているものですから、そこへ上乗せ御利用というのはできないわけございまして、居宅サービスにおきまして、例えば、その方の状況、御高齢で単身世帯の方とか高齢者のみ世帯の方とか、比較的家庭介護力が弱い方々が御利用することによりまして、住み慣れた地域で生活が継続できるという状況でございます。ですので、皆様方、

介護保険の居宅サービスを使ってみえる方々がすべてということではなくて、ケアマネージャーが必要なサービスを調整をさせていただきまして、この方が住み慣れた地域で生活を継続するために使ってみえる方が2割という状況でございます。

問（１１） これも福祉サービスでできないか、ちょっと検討していただいてもらえると、市民の方は保険料が抑えられて、喜ぶのではないかというふうに考えます。

問（１６） 一つお伺いします。今回、低所得者対策ということで、９段階から１２段階にふやしたわけですけれども、段階を。全体でどれくらいの方が保険料の軽減をされるのか、そのことにつきましてお伺いします。

答（介護保険） 従前介護保険施行当初、第５段階で始まっておったものが、第３期で第６段階、第４期におきましては第９段階、今回の第５期におきましては第１２段階というふうで段階をふやさせていただいております。それで第３期からの合計の軽減を受ける方は、第５期の段階で約４７％の方が、第３期から第５期におきまして軽減を受ける状況でございます。

問（１） 今まで、５回の介護保険事業計画等への地区説明会ですね、行ってきたと思うんですけども。その参加してみえる人数の状況、あるいは、その成果を教えてください。

答（介護保険） その成果でございますが、特にこの第５期におきましては、各地区で介護保険料がどうして５，０００円になるのか、また、先ほど申し上げました高齢者人口がどのように推移していくのか、また、今後どうなっていくのかという御意見等をちょうだいしております。それで、地区説明会では過去５回させていただいておりますが、合計で２００名弱の方が御参加いただいております。

問（１） 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例のですね、２３条に、利用者は介護保険サービスの内容について異議を申し立てることができるかとありますけれども、過去、そういった申し立ての実績はありますでしょうか。

答（介護保険） 確かに、そういった異議を申し立てるという規定はございます。ですが高浜市におきましては、過去、介護保険施行当初から介護相談員の

派遣だとか、介護サービスの第3者評価という部分に努めさせていただいておりまして、直接、異議をちょうだいしたという、ケースはございません。ただ、苦情というか行き違い等の苦情というかですね、利用者さんの御理解不足とか、そういった部分で介護相談員が話を聞いたというのはございます。

問（1） 最後に、一般会計からの介護保険への繰り出しが、他の自治体と比べてどれくらいの差があるのか、わかりやすくいうと一人当たりどれくらいかというのがわかりましたら、わかる範囲でお願いします。

答（介護保険） 一般会計からの持ち出しでございますが、これは、法で12.5%というふうで定められておりまして、逆に言いますと保険料が約21%でございますので、その21%を12.5%で割り戻した数が一人当たりの繰入額でございますが、これは12.5%というふうで、御理解いただければと思います。

問（9） 今回のですね、第5期の介護保険料の部分でいいますと、先の一般質問も含めてでございますけども、5,000円を越えると、国の月額平均でいうと大台といわれる数字ですよ。ただし、流れをずっと見てきますとですね、県下の平均上昇率よりも高浜市においては、それを低く抑えられたというところ。それから、上乘せというのは引き続き実施が可能な額で収まっているというところが、非常に評価ができると思うんですけども、問題は何かと言うと、ほとんど介護保険を利用されていない方々に対する周知なんですよ。介護保険自体のシステムだとか、なぜこの金額になっているのかということ、それから本当に使うことになったときには、どういうサービスが受けられるのかという部分、ここに対してのところがまったく足りないと思いますけども、そこを今回どのようにお考えでしょうか。

答（介護保険） おっしゃるように、先ほどのアンケート結果におきましても、使っておみえでない方は、介護保険料が低いほうが良いという部分は当然でございますが、まず、私ども今回の地区説明会等でいろんな意見を賜った中で、どうしても介護保険を使ってみえる、使われる方への介護保険という部分もでございます。ですが、介護保険が担う部分といたしまして、介護保険が施行された際に、家族で介護ができない、従前家族で行ったことが家族でなかなか行うことが困難だということで、介護保険が施行された部分もでございます。そうし

た部分を踏まえまして、今後、その使ってみえない御高齢者の内、介護保険認定を受けて見えない約８割の方々にですね、本来は御家族でしていただく部分を介護保険で納め、社会保険方式の介護保険料をお納めいただきまして、担っていただくという部分をですね、より強く、方向としてPRしていきたい。また、介護保険、要介護状態に仮になってしまった場合におきましてもですね、地域包括支援センターを中心にですね、そこら辺のPR活動を行ってまいりたいと考えております。

問（９） パブリックコメントですとか、それから地区説明会というのは、この時期にしかやられないですよ、基本的には。例えば、いきいきクラブの方々を集めて、いきいき講座だとか講演会だとか、いろいろな企画の場面もあると思いますし、それが例えば子供会の集まりであろうとも、町内会の集まりであろうともですね、事あるごとに機会を設けて説明をしていただくことによってですね、周知がされていくのかなという気がいたします。ぜひとも、そのところをお願いしたいと思います。

（３）議案第１４号 高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

（４）議案第１５号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

問（１０） それでは質問させていただきます。そもそもこの参酌という部分をですね、もう一度ですね、御説明願いたいと思います。

答（文化スポーツ） まず、参酌というのは、要は、今回の文科省ですね、こちらのほうの参酌すべき基準という形で、参考というか、よいところを取り組んで決めてくださいよというような意味合いのものでございます。

問（１０）　そうしますと、１４号もそうですし、１５号もそうですが、本市には、今、言ったように、美術館であれば運営審議会がありますよ、第３者の学識経験者を有するもので組織する組織があるというから、改めて高浜市条例の中に付け加える必要がないということでしょうか。

答（文化スポーツ）　第２次一括法の中でですね、自治体の条例の中でそういった基準を定めてくださいというような、上のほうの博物館法の改正がございまして、今回、条例のほうで規定をさせていただくというものでございます。

問（１０）　それでは、今ですね、美術館に運営審議会というのをつくっておられると思いますけども、その学識経験者の皆さんというのは、どういう選択方法で任命されているのか、お聞きしたいと思います。

答（文化スポーツ）　美術館の運営審議会のほうには、３部会ございまして、考古工芸部会、美術部会、普及部会、それぞれ５名の方で組織されて、全部で１５名で審議会のほう構成をされておるんですけども、それぞれの、考古工芸部会のほうでは博物館の館長をやってみえる方だとか、大学の先生だとか、そういったもろもろの方たちが、それぞれお願いのほうさせていただいておるといような、それぞれ、考古工芸では、そういった分野にたけた方、また、美術では、美術分野のほうにたけた方等の経験者の方を、お願いをしているということでございます。

問（１０）　そうしますと、今、美術館の館長さん、井口さんですけども、この方がいいとか悪いというお話ではありませんが、館長さんを任命するというのは、この審議会、運営委員会であるとか審議会で決定するのか、市の行政のほうで、この人ならということで任命されるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

答（文化スポーツ）　館長のほうはですね、非常勤職員ということで非常勤という形で、市のほうから委嘱のほうをお願いしておるとい内容でございます。

問（１０）　２４年度の当初予算の中でも、管理料ということで１億５，０００万円有余、その他改修費、委託料ということで、結構なお金が行っているわけですけども、この運営審議会の中には、これに対する審議がなされるのか、あるいは、市としてですね、このお金に対しての金銭的な監査、あるいは、運営上の審議会に対する審査、行政としてですね、どのように適正に使われてい

るかというような監査というのは、どのように行われているのかお聞かせ願いたいと思います。

答（文化スポーツ） 今、お尋ねの件でございますけれども、まず、この運営審議会のほうでもですね、それぞれ事業報告、収支決算、事業計画、収支予算といったものもすべて審議のほうさせていただいておりますので、こちらのほうで内容のほうはチェックをさせていただいております。また、行政のほうにつきましてはですね、当市のほうの監査委員事務局のほうの監査のほうも、こちらのほう受けていただいておりますというような内容でもございます。また、特に指定管理者側に対してはですね、私ども所管しています文化スポーツグループと相手方とのほうで月例会というようなものも設けさせていただいております、常にその運営状況とかそういったもののほうのも、把握をさせていただいておりますというような状況でございます。

問（１０） 少し戻ってしまいますが、館長は行政のほうが指名するということで、それなりの適任者の方を御指名されるという、委嘱ですか、されるということですが、高浜市にはですね、私の存じているかぎりでは、かなり優秀な方もですねたくさんみえるということを思っておりますので、館長さんというのは高浜市における、そういった文化的な人材というものが非常に多いと思いますので、そういった方が館長になることによって、高浜市のよさ、高浜市の魅力をですね、美術館運営の中に取り入れていただけるものではないかなと思っておりますので、是が非でもですね、そういう館長という方はですね、高浜市出身の方、あるいは、高浜に由来する方というような方がですね、非常に僕はいいのかなと思っておりますけども、そこら辺のですね、選択方法というのは、そういったものをすべて加味して任命されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（文化スポーツ） 今、お話しのありました、この本市におきましても、有名な、著名の方の先生方もおみえになっております。その方、特に考古工芸のほうでは、森克徳先生がおみえになります。森先生につきましては、運営審議会さんのほうの委員さんとしてお願いをしておるというような状況でございます。今、委員おっしゃられますように、本市におきます著名な方、そういった方という話の中でもですね、今後、そういった折におきましてはですね、当然、

そういったようなことも加味していかなければいけないなというふうには思っております。

問（１０） 私の感覚ですけども、どうしても指定管理しますと、行政から手が離れた、あるいは一部、市民の感覚として、私の感覚としてですね、何かこう市民のものではなくなったというような感覚を少し持つような気がしますので、そういった審議会委員さんであるとか、館長さんであるとか、そういった方をですね、是が非でも高浜市に由来する方の選任を、ひとつよろしく願いしたいなと思っております。

（５）議案第１６号 高浜市職員定数条例の一部改正について

問（９） 議案第１６号でございますけども、主要新規のところも見るとですね、教育センターグループの設置ということと、そこに対しての人員の配置という部分だと思います。そもそもですね、この教育センターグループの設置に至った背景というものをお聞かせいただきたいと思います。

答（学校経営主幹） 教育センターグループを設置に至った背景でございますけど、教育委員会のほうでは、平成１４年度から学校評価事業というのを展開してまいりました。この事業で、学校を開くことだとか、教職員の教師力の向上だとか、そういったこと、一定の成果を得てきておるんですけど、今後１０年間の高浜市の教育ということを考えると、それを確実なものにするために、先ほど来言っている教育の構想のほうを設定をしました。この設定に伴って、その今後の高浜の教育の中心軸というものを幼保小中一貫教育、これの創造ということを設定したわけですけど、この構想の確実なものにするために、この教育センターグループ、これが必要であるということで、グループ設定ということに至ったわけです。

問（９） それではですね、この配置される１名、増員される１名の方というのは、具体的にどのような立場で、何を進めていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

答（学校経営主幹） 立場としては、教育センターグループの副主幹という立場で行いたいと思います。何をしていくかということでもありますけど、以前ち

よっとお示しをしました教育基本構想を実現するために当たって、アクションプランというのを作成しました。このアクションプランにつきましては、全部で10年間で50事業を推進していく計画でありますけど、特に50事業の内の来年度と再来年度、24、25年度のこの2年間で手掛けていく事業というのが、今、全部で14事業あるわけですけど、この事業を中心に、教育センターグループを中心に組み組んで行きたいと、例えばその中にある、高浜学力検定の設定だとか、それから、高浜市のカリキュラムの作成だとか、教師力の向上ということで、教職員の市内一斉研究事業だとか、こういったことを中心に、今後進めていきたいと、そういうふうに考えております。

問（9）　そうしますとですね、やっぱりある程度経験値があって校長会、教頭会とも連携が取れてやっていける方というようなふうに思われるんですけども、高浜市の教育基本構想、見てみますと、やはり今から今後10年というスパンの中ではありますが、その後のことも踏まえた中での10年ということだと思いますので、それをきちんとつなげていっていただけるような動きというのは当然していただかないといけないだろうなということも思いますし、そういった部分では、現状の組織、人員では少し足りないからこういった形で増員してというようなことかという理解をさせていただきますけども、それも市長に伺うのが一番いいのかもしれないけれども、生涯学習基本構想ですとか、あるいは、議案第12号でありましたように、発達センターですとか、要は、学校とどうしてもつながっていくという部分はあると思うんですよね。そういったところに当然、この教育センターグループもかかわっていただかないとならないのではないのかなというふうに私は考えておりますけども、そのところをどのようにお考えでしょうか。

答（市長）　御指摘のとおりでございまして、先ほどの第12号のときにもですね、その辺をきちんとお示しをしないといかんと私も思っているところでして、本来、今の両方の基本構想の中でですね、例えば、学校においては特別支援というのが、特別支援学級があったりだとか、それから、高浜の小中学校に行っていなくてもですね、特別支援学校に行っておられる方もおいでになるんですよね。そういった方たちの情報もきちんと一元化してやっていくのがセンターであるし、両方の基本構想の中には、とりわけ教育の基本構想の中には、

特別支援に対してもですね、そういう連携を取りますということがきちんと出ております。そういった意味ではですね、単に今の義務教育の中のいわゆる普通のカリキュラムをつくっていただくではなくてですね、福祉部だとか、子育て支援の関係でこども育成だとか、こども未来部だとかの協力をいただいくというか、本来の教育委員会と市の補助執行の関係をですね、本来の形にきちんとしていくというためにあるべきだと私も思っております。

問（９） ぜひともですね、そのところを御期待したいと思います。市民は、教育部分というのが別だと思っていません。やはり行政の中でしっかりと守られており、そして進められていくものだという思いがしっかりとありますので、そういったところでいうと、教育長の役回りも非常に大変になるとは思いますが、そのところ何かありましたら教育長、一言言っていたいただいても結構かと思いますが。

答（教育長） 今、市長申し上げましたけども、教育基本構想そのものは、教育委員会が策定をしております。教育長の立場というのは、当然ながら、教育委員会がですね、決定した方針、方策を実行に移す立場にあります。したがって、今回、この教育基本構想を着実に進めるためには、事務局である市教委をですね、やはり統括する立場ということを十二分に認識をするとともに、こども発達センターの絡み、あるいは生涯学習の関係というのは、もう今、縦割り云々では、当然進まないというふうに認識をいたしておりますので、十二分な連携を図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

問（１） 今回の教育基本構想に関しまして、平成１３年、１０年前ですね、３月議会の一般質問で、教育基本構想基本計画を策定したらどうかというふうな提案に対して、当時の教育長さんが、その策定の意義が生じてきたものと考えて、策定の方角に向かうという旨の答弁をされてはいますが、今回の完成した教育基本構想は、１０年前のその努力が実ったものというふうに理解してよろしいでしょうか。

答（学校経営主幹） 先ほどもちょっと言いましたが、その当時は、学校評価事業を中心に考えていくということで、学校評価を１０年間のスパンで考えてまいりました。その結果、１０年間たったその後に構想を考えるということ

でありますので、当時のその教育長のお話が直接的に、ここの10年後にかかわってきたというわけではなく、そのときの学校の今一番問題になる部分で学校評価事業進めてきましたので、その結果今回に至ったというように私は解釈しております。

問（１） 当時の議事録から考えますと。当時の問題は、先生の問題、いじめの問題、学校を開きましょうという問題、それから、学校独自の施策をやっていいよというふうなことが挙げられていたと思うんですけども、その中の問題とそれから以後の課題等を考え合わせ、今言われた評価も合わせて、今度の教育基本構想ができたというふうな歴史というか流れと考えればよろしいのでしょうか。

答（学校経営主幹） 表面的にあらわれてきたのは、その10年前の特に大きな問題だったのが、学校が閉鎖的であるという部分が一番問題でした。そのために、その背景には結構いじめだとか、暴力事件だとか、そういったマイナスの生徒指導に関する事件が多かったものですから、どうしても、学校が消極的になって閉鎖してしまうと。それを解決するために学校を開くために学校以外の関係者の方々を学校に呼んで、学校評価事業に取り組んできた。それが功を幸いして学校がどんどんと自分の汚点をさらけ出すことで、いろんな方々の協力を得ることができたということで、そういったような背景から今回に至ってきたのではないかなと思います。

問（１） 今、市長のほうからも望む方向とか、成果のほうもお話伺いましたので、最後に一点、望む方向に進めるのに、何か支障、問題ですね、障がいになる支障を想定されているか、あったら教えてください。

答（学校経営主幹） 今後、先ほど言いましたように、新しい事業がかなりたくさんありますので、それを現場がどう解釈して子供のために実行していくか、その部分が少し心配かなという部分もあります。

問（１） その心配かなというところをどのようにこれから解決していくお考えか、最後にそれを教えてください。

答（学校経営主幹） スクラップアンドビルドで今までやってきたものを少し整理して、私たち教職員が子供のためにという部分で全力で取り組めるような、そういう形をつくり上げていきたいというふうに思っております。

委員長 以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。ここで、暫時休憩といたしますが、委員におかれましては、引き続き議案第１３号に係る自由討議を実施します。そのままお待ちください。当局の方は、退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼び出しいたしますので、所在がわかるようにしておいていただきますようお願いいたします。なお、自由討議終了後に委員会を再開する時は、各部長に御連絡いたします。では、暫時休憩といたします。

休憩 午前１１時０３分

自由討議あり

再開 午前１１時４４分

《採 決》②

(１) 議案第１２号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第13号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第14号 高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第15号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第16号 高浜市職員定数条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長にご一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前 1 1 時 4 7 分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長